

中国における標準化戦略

会員 清水 至



要 約

2001年にWTOに加盟した中国は、TBT協定により定められる国際標準の遵守が義務付けられるようになった。標準の国際整合と知的財産は中国にとって無視できない負担であり、これに対して中国政府は2006年2月に「国家中長期科学技術発展計画要綱」を打ち出し、さらに2007年3月には「第11次5カ年計画」を公表し、標準化活動の強化に積極的に乗り出している。そしてこれは国際社会の注目するところでもある。

具体的に中国は標準の改定数や新規策定数を順調に伸ばしており、さらに国際標準への対応も進めている。またこれに伴って科学技術力も向上させている。このような中国において日本も積極的に標準化活動に取り組むべきであると考え、このとき、中国の任意規格が国際的に不整合であることや、制度上の問題、法令が整備されきれていないなどの問題が挙げられる。

次に、中国における標準化のポイントとして、以下の3つを挙げる。

1つめは、拡大する中国の市場において競争力を得るために、中国において標準を取得することである。これについては、中国におけるイノベーションの偏りに注目しながら、標準を利用して国際分業を進めることや、デファクト型標準とデジュール型標準を平行して成立させることなどが有効である。また、特許問題にも留意しなければならない。

2つめは、国際標準取得のためのパートナーシップとして、中国が重要となるという点である。すなわち、地域化を進める欧州等に対してアジアも地域基盤を固めるべきであると考え。

3つめは、標準化により粗悪品対策としての効果が期待できるという点である。具体的には、試験・検査方法の標準化を行うことで、純正品と中国における粗悪品との差別化を図ることを考える。

目 次

序文

1. 中国における標準化の現状
 - 1.1 変わる中国の標準化戦略
 - 1.2 中国における標準化の仕組みと組織
 - 1.3 中国における標準化と科学技術の発展状況
 - 1.4 中国での標準化に関する制度上の問題点
2. 中国における標準化戦略
 - 2.1 拡大する中国市場
 - 2.2 標準化を用いた国際分業
 - 2.3 標準化における留意点
3. 国際標準取得のためのパートナーシップ構築
 - 3.1 地域化の必要性
 - 3.2 地域化における問題点
4. 粗悪品対策としての効果の期待
 - 4.1 試験・検査方法の標準化

4.2 中国における試験・検査方法の標準化の事例

4.3 中国における試験・検査方法の標準化の留意点

序文

2001年にWTOに加盟した中国は、TBT協定により定められる国際標準の遵守が義務付けられるようになった。標準の国際整合と知的財産は中国にとって無視できない負担であり、これに対して中国政府は2006年2月に「国家中長期科学技術発展計画要綱」を打ち出し、さらに2007年3月には「第11次5カ年計画」を公表し、標準化活動の強化に積極的に乗り出している。そしてこれは国際社会の注目するところでもある。

本論文では、具体的な中国の標準化の状況を説明し、

中国における標準化のポイントとして3点を挙げた。1つめは、拡大する中国の市場において競争力を得るために、中国において標準を取得することである。2つめは、国際標準取得のためのパートナーシップとして、中国が重要となるという点である。3つめは、標準化により粗悪品対策としての効果が期待できるという点である。

これらについて以下に述べる。

1. 中国における標準化の現状

1.1 変わる中国の標準化戦略

昨今、産業の現場では標準が重視されるようになってきているが、その背景の一つにWTO/TBT協定がある。TBT協定はWTO協定の付属書の1つであり、WTOに加盟する153ヶ国(2008年12月現在)の全てに効力を持つ。このTBT協定は、国際標準を国内標準の基礎とすべきことを義務付けており(TBT協定2条)⁽¹⁾、国際標準に自社自国の技術を反映できれば、国際市場のみならず、各国国内市場でも優位な立場を築ける環境を得ることができる。

2001年にWTOに加盟した中国にも、TBT協定により定められる国際標準の遵守が義務付けられるようになった。発展途上にある中国は、未だ保護すべき国内産業を多く残すものの、国内標準を貿易障壁として護るようなことはTBT協定により許されない。さらに知的財産に関する問題も急増し、中国にとって大きな負担となった。

象徴的な問題のひとつとして、中国DVD産業とライセンス料の問題が挙げられる。中国におけるDVD産業は2002年に年間平均成長率180%に達したが、DVD特許料徴収組織からの要請により高額なライセンス料の支払いを余儀なくされ、大部分の企業が国際市場から撤退し、苦境に追い込まれることとなった⁽²⁾。一説によれば、中国が外国に対してこれまでに支払った特許ライセンス料の総額は、100億元(約1400億円)を超えるとの観測もある⁽³⁾。これに対して中国は、DVDと競合するEVD(Enhanced Versatile Disc)の工業標準化や、無線LAN技術標準WAPI(Wireless LAN Authentication and Privacy Infrastructure)の国家標準化などを進めたが、依然として残る特許料問題や国際社会からの反対により、決して好調ということではできない。このように、標準の国際整合と知的財産は、中国にとって無視できない負担となった。

しかし現在、そのような状況は変わりつつある。上記のような苦境に鑑み、中国国務院は2006年2月に「国家中長期科学技術発展計画要綱」を打ち出し、2020年までの科学技術発展についての国家戦略を発表し、その中で知的財産と標準化の重要性を謳った。これは科教興国・人材強国戦略や自主イノベーションなどを基本方針としており、具体的な数値目標も多く掲げられている。これらの目標が達成されれば、少なくとも2020年までには、中国は多くの重点領域について先進国レベルに追いつくこととなる。また、計画には多くの専門家の参加を得て多岐にわたる議論を経て作成されており、優秀な若手専門家も積極的に議論に参加させたことによって、今後の中国の科学技術発展戦略に大きな意味を残したと考えられる⁽⁴⁾。

そしてこれを受けて2007年3月には中国国家標準化管理委員会(SAC; Standardization Administration of China)により「第11次5ヵ年計画における標準発展計画」が公表された。これは中国製品・産業の国際競争力強化、旧来の国内標準化システムの近代化・国際化、WTOルール遵守と積極的な国際標準の採用等を目的としたもので、標準化戦略は極めて重要な国家政策として位置付けられるようになった⁽⁵⁾。また、TD-SCDMAやAVSといった、影響力の強い国際標準も成立し始めている。

このように中国が戦略的に国際標準化活動に着手を始めたことに対して、世界各国は脅威を抱いている。標準はボトムアップで作成されるところ、世界最大の市場を有する中国はその影響力が極めて大きいからである。これは、「標準化イニシアティブ」で中国を強く意識する米国や、積極的に中国との国際標準化活動に関する協力協定を結ぶ欧州機関・欧州企業の動きからも言うことができる。

1.2 中国における標準化の仕組みと組織

(1) 標準化法と標準の階層

中国の標準化に関しては、基本法制として「中国標準化法」が1989年に施行された。標準の制定、公布、及び実施過程についてはこの標準化法が主たる法律根拠となり、さらに具体的内容は1990年に国務院により施行された「実施条例」に基づく⁽⁶⁾。

中国における標準のヒエラルキーについては、標準化法第6条以下において以下の4階層の標準が規定されている⁽⁷⁾。

i) 国家標準

全国で統一する必要がある技術要求で、國務院標準化行政主管部門（SAC）が制定する。

ii) 部門標準（業界標準）

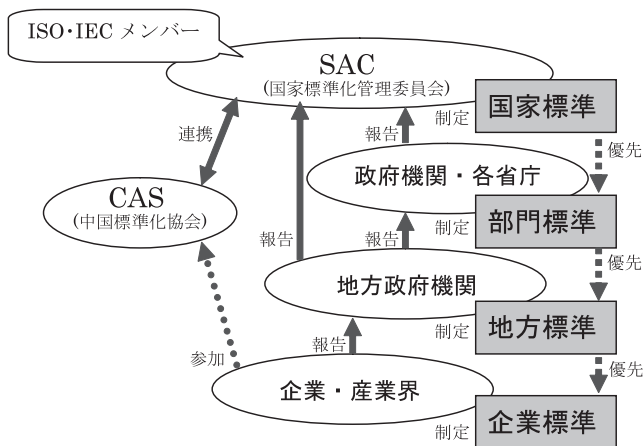
国家標準がなく、または全国のある業界範囲内で統一の必要のある技術要求。國務院の関係行政機関（信息产业部等）が制定し、SACに届けて登録される。国家標準が公布されると、その部門標準は同時に廃止される。

iii) 地方標準

国家標準・部門標準にはないが、省・自治区等で統一する必要がある工業製品の安全性や衛生面についての標準。省・自治区・直轄市の標準化行政主管部門が制定し、SACと國務院の関係行政主管部門に届けて登録される。国家標準・部門標準が公布されると、その地方標準は同時に廃止される。

iv) 企業標準

企業で製造された製品で国家標準・部門標準がないものは企業標準を作らなければならない。企業が制定し、地方政府の標準化行政主管部門と関係行政主管部門に届けて登録する。既に国家標準・部門標準があるものは、それよりも厳格な企業標準を制定し、企業の内部で適用することが奨励される。



図表 1-1 中国標準の階層構造

図表 1-1 にも示した通り、中国における標準は4つの階層からなることがわかる。このとき、上位の標準は下位の標準に優先され、部門標準や地方標準は上組織に報告する義務がある。すなわち主体を企業として政府がこれを支援することで、標準のボトムアップを図っている⁽⁸⁾。

なお、中国の標準については、強制標準と任意標準

があり、任意標準は「/T」の記号で表される。たとえば強制国家標準はGBであり、任意国家標準はGB/Tである。日本と比較してみると、JIS規格は完全な任意標準であり、GB/Tの位置づけとなる。

ここで、国家標準及び強制標準は、TBT協定に基づき、国際標準との整合化義務が存在する。しかし中国は、部門標準・地方標準に関する任意標準については整合化義務とは無関係であると主張しており、国際調和の観点で問題とされている⁽⁹⁾。これについては後述する。

(2) 中国政府内の関連部局と工作组

中国における標準に関しては、中国国家標準化管理委員会と中国国家認証許可監督管理委員会が統括を行っている。これらはいずれも國務院直轄機構である中国国家質量監督檢驗檢疫総局（AQSIQ）の外庁である⁽¹⁰⁾。

i) 中国国家標準化管理委員会（SAC）

標準化政策や基準認証制度を扱っており、部門統一的に扱う点でその意義は大きい。またSACはISO・IECのメンバー機関でもあり、国際標準化を積極的に推進する⁽¹¹⁾。部門標準化機構と全国専門標準化技術委員会の2つのインタフェースを有し、全国専門標準化技術委員会は現在300以上が存在する⁽¹²⁾。

ii) 中国国家認証許可監督管理委員会（CNCA）

強制法規などを扱う。中国製品認証規制（CCC）の認証もここでされる。

標準化作業を進めるにあたっては、工作组（Standards Working Group）と呼ばれる組織が形成される。これは例えばLinux関連技術の標準化活動にあたる「Linux標準工作组」（中国情報産業部が2004年に設立）や、AVSの標準化活動にあたる「デジタル音声映像コーデック技術標準化工作组」（中国情報産業部が2002年に設立）など、多くが挙げられる。各企業はそれぞれの工作组に所属し、ここで標準化活動にあたることになる。起稿された標準草案は国家標準委員会に提出され、国家標準委員会により審査がなされることとなる。

このとき、工作组のメンバーは必ず中国国内企業や中外合資企業であることが原則とされ、外国企業等が工作组の活動に参加する場合には、観察員という身分で参加することとなる。ここで観察員は、項目を立てる権利、項目に対しての独立提案をする権利、及び表決する権利が認められない。最も必ずしもこのような制限が守られているわけではないが、通信技術分野

や電子技術分野など秘密性の高い技術分野においては、このような制限が厳格に行われている。そのため、中国における標準化作業に関わる場合には、中国の大学や研究機関などとの提携を行うといった方法が必要となる⁽¹³⁾。

(3) 中国の標準化組織構造の特徴

各国における標準化組織の構造は、各国国際機関への対応関係など類似部分もあるが、それぞれの特徴点を知ることが重要である。中国の標準化組織について、原田氏は以下のように述べる⁽¹⁴⁾。

『中国は、国際標準化途上国であるが、国際標準化組織においては先進国である。

標準化の世界は分野別の組織で構成され、さらに1つの組織の中が分野別の委員会で構成されている。しかし中国は、社会インフラの導入段階にあるという経緯から、情報技術とエレクトロニクスの縦割分野というものが無い。さらに、標準化の世界は階層別の組織で構成されるところ、中国は政府主導で一体化して対応することができる。

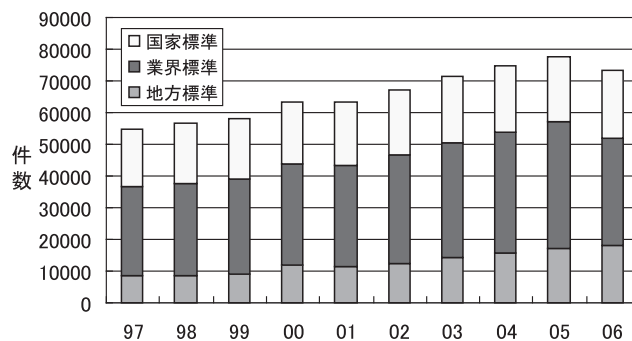
このように、国策としての標準化という意味で、標準化の政治担当者と技術者の意識が完全に合致しており、強みといえる。ただし、その独特の国家組織構造から、組織同士の横の連携はうまく取れていない。』

国際標準化による立国を目指す中国は、既存のインフラや古い組織構造にとらわれる必要がなく、さらに社会主義による縦の結束があり、柔軟な動きを可能とすると考えられる。そのため、中国がこのような強みを持つことを意識して臨まなければならない。

1.3 中国における標準化と科学技術の発展状況

(1) 国内標準の状況

図表 1-2 は、1997 年から 2006 年にかけての、国内標準の累計件数の推移を表したものである⁽¹⁵⁾。これによれば、中国国内の標準件数は年々増加し、2006 年における累計件数は、1997 年に比べて 33% 増加している。このうち、国家標準の全体に占める割合は 3 割程度であることがわかる。なお、国家標準において占める強制標準の割合はその 15% ほどである⁽¹⁵⁾。



(遠藤誠『中国における技術標準化と特許』日本機会輸出組合 p23)

図表 1-2 中国国内標準の累計件数推移

また標準の種類についてみると、効力の強い国家標準も重要ではあるが、業界標準や地方標準が全体の 7 割を占めており、これらについても注目しなければならない。

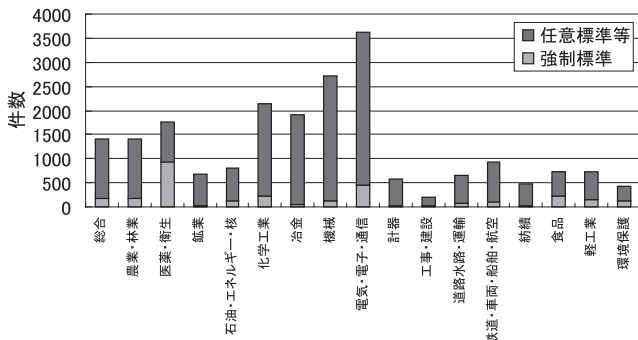
また遠藤氏の研究によれば、1997 年から 2006 年にかけての、国家標準における新標準と改定標準の割合について、両者ともに同程度の割合で公布がされている⁽¹⁶⁾。ここで新標準の公布は新規分野の標準化の発展を表し、改訂標準の公布は標準が既に存在する分野の技術発展を表すと言える。これは中国が、従来の技術の見直しを怠らず、かつ改善や新規技術の発展を続けていることを示唆すると考えられる。

図表 1-3 は、中国の論文被引用数の国際順位を示した表である⁽¹⁷⁾。図表 1-4 は、2006 年末までにおける、国家標準における技術分類ごとの標準数を表した図である⁽¹⁸⁾。

図表 1-3 中国の論文被引用数の国際順位 (カッコ内は全論文数順位)

年	材料	化学	数学	工学	物理	生物	医学
91 年～ 95 年	8 (9)	15 (11)	10 (9)	11 (10)	13 (8)	23 (23)	19 (20)
96 年～ 00 年	6 (4)	9 (7)	6 (6)	8 (7)	9 (7)	20 (14)	19 (19)
01 年～ 05 年	3 (2)	4 (2)	5 (3)	5 (4)	6 (4)	13 (8)	16 (14)

(遠藤誠『中国における技術標準化と特許』日本機会輸出組合 p23)



(遠藤誠『中国における技術標準化と特許』日本機会輸出組合 p128 を元で作成)

図表 1-4 国家標準における技術分類ごとの標準数⁽¹⁸⁾

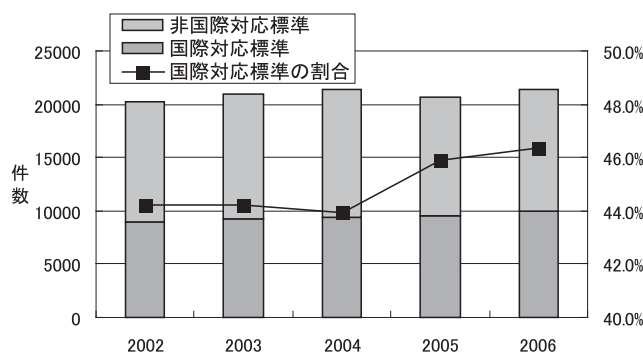
図表 1-3 より、中国は生物・医学分野こそ弱いものの、材料、化学、数学、工学の分野でそれぞれ3位から5位に位置しており、高い存在感を発揮していることがわかる。そして図表 1-4 より、電気通信・機械・化学工業の分野における標準公布件数が多く、これらの分野における科学技術力が、標準という形で成果として実を結んでいると考えられる。

また図表 1-4 より、国家標準において占める強制標準の割合としては、医療・衛生、食品などの人の健康・安全に関する分野において大きいことがわかる。

(2) 国際標準の状況

国家標準と国際標準の整合度は、一致 (IDT)、修正 (MOD)、同等でない (NEQ) に分けられる (国際標準採用管理規則)⁽¹⁹⁾。

図表 1-5 は、2002 年から 2006 年における、国家標準総件数中の国際対応標準の割合を示したものである⁽²⁰⁾。ここで、国際対応標準とは、国際標準と対応関係にある標準としてここで定義したものである。これについてみると、国際標準に対応した国家標準は、4 割程度であるが継続して増加傾向にあることがわかる。



(遠藤誠『中国における技術標準化と特許』日本機会輸出組合 p31)

図表 1-5 国家標準総件数中の国際対応標準割合

なお、各国際標準組織ごとの標準の対応状況を見ると、2006 年末における 3 大国際標準との関係は図表 1-6 の通りになる⁽²¹⁾。

図表 1-6 国際標準の国家標準への転化数・転化割合

組織	国際標準件数	国家表標準への転化件数	転化率 (%)
ISO	16,455	5,378	32.7
IEC	5,613	2,389	42.6
ITU	4,500	50	1.1

(遠藤誠『中国における技術標準化と特許』日本機会輸出組合 p33)

国際標準の制定・修正への参加状況についてみると、2006 年末までに中国は 55 の国際標準制定作業を完了しており、ここには 39 の ISO 標準、16 の IEC 標準が含まれる。さらに、ISO/SC/TC 事務局の担当、及び担当役職数も増加傾向にあり、国際標準化組織の活動・任務の引き受け等も積極的に行っている。相互協力活動の推進としては、2006 年末までに、ドイツ、米国、日本、韓国、英国、カナダと各種形式による協力協定・協力覚書を締結した⁽²²⁾。

これらのことから、中国は国際標準を国内に導入するだけでなく、国際標準の作成に関しても力を注いでいることがわかる。既に述べた通り、中国は国際標準化活動の強化を進めており、この傾向について今後も注目していかなければならない。

(3) 科学技術の発展状況

現在中国は、国際分業化による OEM/EMS メーカー等の生産拠点となっている。しかし中国政府は、外貨製造業の選別強化に乗り出し、付加価値の低い製品への優遇を撤廃や、先進技術や資源を持ち込む形の事業を優遇するなどして、「組み立て型」から「高付加価値型」へと産業構造を転換させようとしている⁽²³⁾。

今後中国の産業がどのように発展するかは一概には言うことができない。しかし、科学技術について重点分野を定めて国を挙げて推進していること、特に若手の研究者の活躍が目立つこと、技術導入を盛んに行っており、電気通信分野でのハイテク輸出が急増していることなどの事情を鑑みると⁽²⁴⁾、将来の技術成長は間違いのないと思われる。

また産学連携も積極的に優遇されている。主要大学や研究機関からのスピノフ企業も増えており、例えば清華大学の「同方」や北京大学の「方正」、中国科

学院の「聯想集団（レノボ）」などが挙げられる。インキュベーションセンター「清華科技园」は研究開発を中心とした入居企業が400を超え、清華大学自体の企業や合併企業が4割を占める。また事業内容は、6割が情報通信関連、4割がバイオテクノロジーや新エネルギーに関するものである⁽²⁵⁾。これら先端技術を扱う企業が増えていることから中国の科学技術力の向上が窺え、さらにこれらの分野が現在の国際標準化動向に合致している点にも注目しなくてはならない。

これらのことから、今後の中国における標準化において注意すべきは「変化」であると考えられる。標準化にあたっては、標準化を自ら主導するのか、他者の標準に参加するのか、あるいは製品におけるどの部分の標準化を行うのかを戦略的に行わなければならない。これについて、科学技術力の向上により標準化戦略における中国の位置づけは変化していくと思われる。

ここで具体的に中国企業についてみると、中国企業の研究開発費の使用比率は先進国並みであるものの、基礎研究の割合は低く、イノベーションは一部の企業に偏っている可能性がある⁽²⁶⁾。このことから、高度技術を有する企業と、技術力の低い企業とがあると考えられ、これらを分けて注目していく必要があると考える。

1.4 中国での標準化に関する制度上の問題点

ここまでで述べたように、中国は国を挙げて標準化活動に取り組んでおり、国内標準の整備と国際標準化活動への参加とともに、近年成果をあげつつある。しかしそれでも、標準化活動への着手から日が浅いこともあり、内包する課題は多くある。また特に、標準化活動は知財政策と同様に重要な経済産業政策として位置付けられるところ、中国政府により国内産業保護に偏重している点も否めない。

ここでは中国の標準化に関して、日本企業にとっての問題点を以下に述べる。

(1) 部門標準以下の任意規格の国際不整合

既に述べたとおり、国家標準および強制規格については、TBT協定に準拠しての国際標準との整合が求められる。このとき中国標準において問題となるのは、部門標準以下における任意規格である。中国はこれらについてTBT協定とは無関係であると主張しており、国際ルールとの不整合の問題が生じている。具体的には、当該部分における標準の国際的な整合が図られな

いほか、国内外間で公平に取り扱われないことや、標準化作業計画も公表されず不透明である、などの問題がある。たとえば米国などは、標準作成にあたって国際的にコメント機会を確保するが、中国においてはそのようなことも行われていない⁽²⁷⁾。

既に述べた通り、部門標準や地方標準の数は中国国内標準の7割を占め、任意規格といってもその影響力は大きい。この作成・使用において中国内外での差があることは、標準の予測不可能性などの観点で外国企業にとって大きな負担となる。

図表 1-7 中国の強制規格と任意規格

	強制規格 (GB)	任意規格 (GB/T)
国家標準	TBT協定本体に基づく義務	TBT協定・付属書3に基づく義務
部門標準	TBT協定本体に基づく義務	無関係(と中国は主張)
地方標準	TBT協定本体に基づく義務	無関係(と中国は主張)
企業標準	—	無関係

(経済産業省基準認証ユニット『JISC-SAC間の協力に関する実施規定の合意』)

また中国においては、製品の実施にあたって企業標準を設定することが義務化されている。すなわち、全ての製品について標準を定め、手続きを踏まなければならないため、コスト面などにおいて外国企業の過度の負担となっている⁽²⁸⁾。

(2) CCC 制度

中国製品認証規制 (CCC) は安全や電気についての安全認証制度であり、日本のJIS等に相当する。対象分野は安全や電気電子製品であり、現在22分類159品目が対象とされており、今後は他にも情報セキュリティなどジャンルが増える見込みである⁽²⁹⁾。日本から中国への輸出全体に占めるCCC対象品目は5%程度ではあるが、輸出額の母数自体が大きいので、その規模は決して小さくはない。このCCC制度については以下のような問題があり⁽³⁰⁾、外国企業にとって負担となっている。

- ・中国は中国国外に適合性評価機関を設定しておらず、CCC認証に関して中国国外の試験機関が実施することができない。そのため、CCC取得に当たっては中国に実際に持ち込む必要があり、不便である。
- ・CCCの該当・非該当に関する判断基準が不明確

である。

- ・CCC 制度の認証に関するコスト負担が大きい。

(3) ノウハウの標準化

中国は製品のコストダウン効果を得るために製品の標準化を徹底して行う傾向にあり、外国企業にとって脅威である⁽³¹⁾。

この1例としてノウハウの標準化が挙げられる。標準化は技術の平滑化を招くため、ノウハウなどは標準化せず、差別化領域として残すことが通常である。しかし中国は、先進国企業の技術について、そのノウハウまでも標準化し、設計図化させることで、ノウハウをオープンにさせようとしている⁽³²⁾。これは例えば、インカートリッジや携帯電話用電池の安全性に関する事例などが挙げられる。

またソフトウェアのソースコードの開示を強制する「強制認証制度」を2010年5月1日より実施するとの発表もされている。これはセキュリティ関連技術などについて、「政府調達」の範囲で中国認証当局へのソースコードの開示が義務付けられるものだが、具体的な範囲は不明であり、トレードシークレットの流出が強く懸念される場所である⁽³³⁾。

当然、先進国企業にとってこれらは不利益であり、中国に申し入れできる体制とするよう呼びかけることや、対抗案を積極的に提案してノウハウの開示を防ぐ必要がある。

(4) 法令の未整備

中国は法律が未整備な部分が多く、標準化やパテントプールの実施に際して、法的な整合が不明確な点が多い。標準化においては、特許や独禁法やとの抵触問題、第三者問題などが重要な論点となる場所、中国では法律・判例ともに少なく、今後どのように判断されるかの予測がつかない。これは中国で標準化活動を行う上での課題となる。

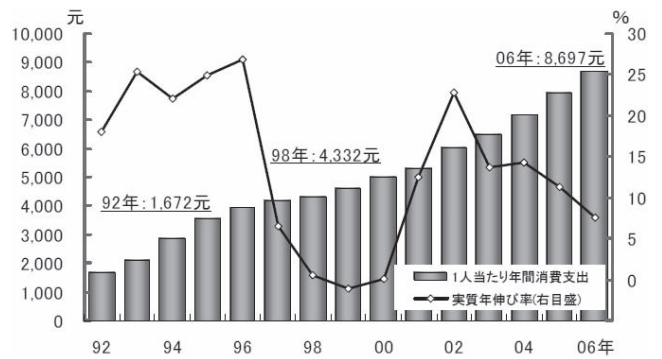
標準やパテントプールに関する法律については、対外貿易法、技術輸出入管理条例、独占禁止法などが挙げられるが⁽³⁴⁾、以下に見るように、今後発効・運用される法律や、規定の不十分な法律も多く、これらの法律について改正や裁判所の判断に注目を続ける必要がある。

2. 中国における標準化戦略

2.1 拡大する中国市場

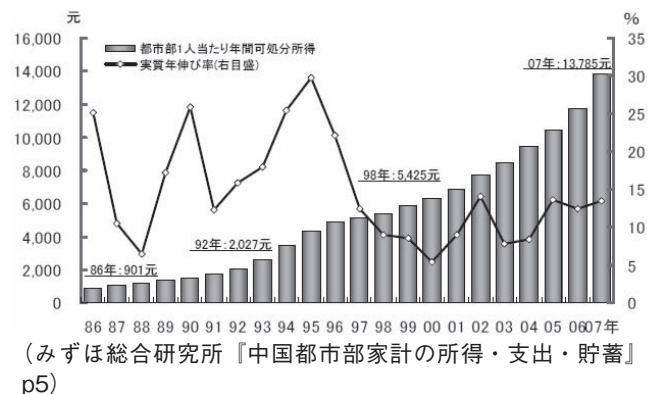
13億人の人口を抱える中国は、GDPや個人消費を

年々増大させており、市場として注目されている。たとえば個人消費についてみたとき、個人所得を牽引する都市部家計部門の所得・支出動向についてみると、1998年から2006年にかけて、世帯あたりの年間可処分所得は年平均8%増で、世帯あたりの年間消費支出は年平均7%増で向上・拡大している⁽³⁵⁾。これについて図2-1、2-2に示す。



(みずほ総合研究所『中国都市部家計の所得・支出・貯蓄』p10)

図 2-1 都市部 1 人当たり年間消費支出の推移



(みずほ総合研究所『中国都市部家計の所得・支出・貯蓄』p5)

図 2-2 都市部 1 人当たり年間可処分所得の推移

都市部では特に、新車購入可能な世帯として位置づけられる「新富裕層」が全体の上位8%、1505万世帯に達し(2006年12月)、これらの拡大による中国市場の拡大の可能性が予想されている⁽³⁶⁾。

このように発展を続ける中国において、日系電機メーカーは事業規模を拡大させている。これについて、日中投資促進機構による「第9次日系企業アンケート調査」の結果によれば、中国に進出する製造業・非製造業ともに8割弱の企業が中国での事業規模拡大を予定しており、さらに8割の企業がその理由について、中国国内市場の拡大を挙げている⁽³⁷⁾。

標準化には市場の成長の加速・拡大の効果があるところ、このように拡大する中国の市場において、標準化により製品の市場優位性を得るべきことは言うまで

もない。江藤氏は標準化について、『先手を打たなければ不利になる。そして一度標準化の動きが始まれば、その動きを止めることは難しい』⁽³⁸⁾と述べる。中国は着実に標準の数を増やしており、日本企業も積極的に標準化活動を進めるべきである。

2.2 標準化を用いた国際分業

中国に対しては、標準化を用いた国際分業が考えられる。これについてまず新田・江藤氏らの研究を参考に以下述べる⁽³⁹⁾。

標準化は市場の早期立上げ・拡大に資するものの、標準化された領域については、その技術や特許が開放され、品質が平滑化し、利益を得られなくなる恐れがある。そこで標準化を行う場合には、標準化する部分（オープン部分）と、標準化せず自社で持っておく部分（クローズ部分）とを戦略的に分ける必要がある。そしてオープン部分で市場を拡大しつつ、クローズ部分において他社との差別化を図り、この差別化部分から利益を得るのが好ましい。さらに言えば、自社の得意技術については標準化せず、不得意技術について他社を標準化（オープン化）させクローズ部分から利益を得るための補完要素とするべきである。

さて、ここで中国産業の特徴をみると、モジュール製品と呼ばれる、部品間の相互依存性の弱い、組み合わせによる製品の製造に長けている点が挙げられる。これらはモジュール同士の調整を行う必要が少ないので、部品ごとに分業量産すればよく、技術力が高くなくとも労働集約的で低コストでさえあればよい。

一方で日本は、コストパフォーマンスの点でモジュール製品では中国には勝つことができないものの、高度技術の要る製品（インテグラル製品）については有利である。これらは部品の製造や擦り合わせに技術蓄積が必要であり、高い技術力が求められ、参入できる中国企業は未だ多くは無い。

このようにして、高度な技術を要するキーコンポーネントに長けた日本企業と、それを部品として用いた最終製品を組み立てるのに長けた中国企業、という構図が浮かび上がる。現在中国が国際分業化により、OEM/EMS メーカーの生産拠点となっているのは、このような事情による。

上記分業構造について、標準化を用いることで加速させることが考えられる。具体的には、最終製品や部品間のインタフェースについて標準化を行い、当該部

分の技術をオープンにする。すると技術をキャッチアップしようとしている中国の新興企業に対して、技術の移転が加速され、早期にその市場が立ち上がることになる。一方で、日本企業が得意とするキーコンポーネント部分については標準化せず、ブラックボックス化したまま競争力を保持する。インテグラル製品は技術拡散の速度が遅く、普及が進みにくいという傾向があるところ、外部インタフェースを標準化してモジュール製品と関連付けることにより、市場への大量普及が可能となる⁽⁴⁰⁾。

このようにして、国際分業体制に標準化を導入することで、中国企業にとっては技術のキャッチアップが可能となり、かつ市場の早期拡大を図ることができる。また日本企業は市場を確保しつつ、キーコンポーネント部分について普及を進め、かつ利益を得ることができる。

ただし既に述べた通り、中国において高度技術を有する企業や研究機関も育ちつつあり、これらと技術力の低い企業とを分ける必要がある点に注意しなければならない。

2.3 標準化における留意点

以下では、中国における標準化において留意すべき点について述べる。

(1) 標準の種類を選択

民需産業を中心とした日本と異なり、中国は官需産業を中心に据えて政府が強く標準化を主導している。この差を意識しつつ、標準化活動を進めなければならない。

市場の早期立上げや拡大を目的とする場合には、デファクト標準やフォーラムの結成が有効である。自社の得意技術を特化しての部品レベルでのデファクト標準取得や、あるいは数社によりフォーラムを結成し技術の普及を図ることが考えられる。

またこれと同時に、デジュール標準の取得も進めるべきである。日本の国家標準として成立していれば、中国での標準化交渉や、あるいは国際標準化活動を有利に進めることができる。あるいは国際標準が成立しているならば、この影響力をもって中国市場での活動を有利に進めることができる。

なお、デジュール標準はその制定に時間がかかるため、デファクト／フォーラム型標準の成立後によりやく成立することになる。それではデジュール標準取得

の意味が無いようにも思われるが、公的機関のお墨付きを得ることによる利点は無視することができない。交渉が有利になるだけでなく、これにより目的とする標準が決定付けられたり、あるいは他社の標準への後発的な対抗が可能となるためである。このようなデジュール標準の取得について、原田氏は『公的市場を相手にしたり、途上国の市場を相手にするときは必須である』と述べる⁽⁴¹⁾。

これらのことから、デファクト／フォーラム型の民間による標準化と、公的機関による標準化を同時に進めるべきである。

(2) 標準化のパートナー

現在標準化にあたっては数者間の協議を経て作成される場合が多いが、中国の標準化作業の特徴として工作組の存在が挙げられる。外国企業等もこの工作組に参加することは可能であるが、観察員の身分の参加に留まり、原則として項目の提案や表決などの権利は認められない。技術分野によっては中国企業は当然のこと、中国の大学や研究機関などとも提携を行い、これらを介して標準化作業に関与する必要がある。

また、標準化においてはこれを主導することや、他者の標準の周辺分野を固めるなどの戦略が考えられるが、中国企業の技術力に偏重がある点を考慮すべきである。この中で適切なパートナーを選び標準化を進める必要がある。ここで、中国では未だに技術力の高くない企業や新規参入企業も多い。これらについては技術移転も視野にいれ、標準と技術のサポートを進めることで、標準の普及を進めるべきである。

(3) 特許とライセンス料率

標準化戦略においては、標準に含まれる特許からの利益だけを期待するべきではない。標準化の最大の目的はあくまでも市場の拡大であり、これに包含される特許のライセンス料を高額にすることで、市場拡大効果が妨げられたのでは意味が無い。またライセンス料を高くしたとしても、実際に標準に含まれる特許から利益を得られたケースは稀である⁽⁴²⁾。利益はあくまでも、標準化しなかった差別化部分から得るべきであり、標準はこの差別化部分の市場拡大のためにあるべきである。

また、現在中国は標準化について力を入れており、国家標準や民間のフォーラムにおいて、パテントポリシーによる特許の排除が図られている。さらに今後、標準化に関して特許権の効力を制限するどのような法

制が敷かれるかもわからない。標準化にあたっては、特許権によるライセンス収入よりも、特許を開放することで拡大された市場から利益を得るべきであると考ええる。

次に、標準に含まれる特許の問題としては、アウトサイダーに留意すべきである。中国の特許出願件数は増加しており、しかも世界各国の企業が中国に対して出願を行っている。標準に第三者の特許が含まれた場合、悪くすれば標準の実質的な廃止も招くため、特許の監視には注意を払う必要がある。

ただし、特許調査については、誰が実施するのかという問題が挙げられる。標準化機関による実施の場合には、費用や能力面での不足と、未発見特許の存在に責任が持てないという欠点が生じる。特許権者による実施の場合には、自社特許を調べるインセンティブの不足と、虚偽報告に対する防止策が無いという欠点が生じる。第三者による実施の場合には、責任を持てないなどの欠点が生じる⁽⁴³⁾。

日本企業が中国企業と協力して特許調査にあたる場合、言語の問題も考慮して、適切な協力関係を築くべきである。

3. 国際標準取得のためのパートナーシップ構築

次に、国際標準化活動を考えたときの、中国とのパートナーシップの重要性について考える。

近年では各社の技術力に大差が無くなり、1社の製品や技術が市場を独占してのデファクト標準は成立しにくくなっている。一方、技術のライフサイクルの短い分野では、標準成立に時間のかかるデジュール標準も用いることができない。そこで現れるようになったのがフォーラム標準である。この観点から国際社会に目を移すと、国際標準は国際標準化機関における各国の協議の末に定められるため、国を越えての協力が不可欠となる。例えば時計に関する国際標準の事例(ISO/TC144)の場合、日本単独による案は欧州各国の共通案に退けられる結果となったものの、中国やインドといった国を日本の案に組み入れ再度提案することで、その取得に成功している⁽⁴⁴⁾。このように、国際標準化活動においては、国際的な協力関係の構築が不可欠である。

3.1 地域化の必要性

標準化活動における国際的な協力関係としては、欧

州が特に強固である。欧州は標準化活動を極めて重要な課題と認識し、各国1票という国際標準機関のルールの下、地域一体となって強力な影響力を発揮している。さらに、ウィーン協定（1991年）やドレスデン協定（1996年）によりその力を強めている。また、米国も南米勢との協力体制を築いている。

このような地域化について、アジアも地域化を進めるべきである。その理由は2点あり、1つは欧米諸国の地域化と対抗した基盤を持つことが重要となるためである。もう1つは、欧米と同様にアジアも共通した独自の文化・体系を有する点である。江藤氏は、『標準とは複数の事柄を平滑化・単純化したものであるところ、このような体系の共通性は標準化を進めるにあたり重要である』と述べる⁽⁴⁵⁾。この点で日本は、国際標準化活動を進めるにあたり、まずアジアのコンセンサスを得るべきである。

もちろん標準化は分野や事例ごとにその利害が異なるものであり、必ずしも地域の枠にとらわれる必要は無い。しかしながら標準化は単独でできるものでは決して無く、地域という基盤を用意することは今後の国際標準化活動において意味を持つと考える。

さて、具体的に日本とアジアの関係を見ると、経済産業省は「国際標準化アクションプラン」⁽⁴⁶⁾でアジア太平洋地域の連携強化を謳い、ASEAN諸国を巻き込んでの標準化活動に取り組んでいる。ただしこれは単にISOでの投票数を増やすため、日本が提案した標準案にASEANが賛成する形であり、ASEAN単独で影響力のあるものではない⁽⁴⁷⁾。

そこで中国に着目すると、国際標準化活動における影響力を考えた上では、中国との協調には大きな意義があると思われる。中国は国際標準化についても積極的に活動を進めており、独自標準の採用されており、国際的な注目を集めるところである。

欧州はすでに、EMERSON, SIEMENS, Volkswagenといった企業が、中国との国際標準活動に関する協力協定を結んでいる。これは、これらの企業は今後中国市場で圧倒的に優位な立場に立つと予想される他、中国がこれら企業の規格を自国標準として採用し、共に国際標準とする道を選んだことを示唆している⁽⁴⁸⁾。

3.2 地域化における問題点

(1) 中国・アジアと日本の関係

アジアの地域化における問題点として第一に挙げら

れるのは、日本が果たしてリーダーシップを取れるのかという点である。

現状を見ると、日本はアジアからの信頼を得られていないという声が挙げられている。江藤氏は、『日本はリーダーとして「導く」ことを考えるが、それでは他国がついてこないというのが実際である』と述べる⁽⁴⁹⁾。また原田氏は、『日本政府は国際標準化や技術協力に関して、常にアジアと日本が一体であり、日本がアジアをリードしたいと考えている。しかしそれは日本の淡い希望に過ぎず、アジア各国は戦前の盟主国との属国関係を経済面・軍事面で根強く維持している。そこに日本の産業界が出て行く隙間はない』と述べる⁽⁵⁰⁾。

この理由としては、思惑の違いと産業構造の違いが考えられる。

思惑の違いについて、日本は中国やアジアと連携して欧米に対抗したいと考えている。しかし一方で、中国は中国がアジアを率先するか、そうでなくば欧米と協調する事を思惑とする。このとき、欧米も中国との強調を図ろうとしている点に注意しなければならない⁽⁵¹⁾。

また産業構造についても、民需産業中心の中進国型経済の日本と、官需産業中心の途上国型経済の中国という違いがある。日本は国内のインフラ整備を終え、各産業の技術力も高まり、国内や国際市場に対して民間企業が主体となって事業展開を進めている。一方で中国は、政府が主体となって国内産業を成長させる時期にある。このような違いを背景として、様々な事情が異なることとなる。中国は日本の技術を必要としているが、ビジネスパートナーとしては必要としてははいない⁽⁵¹⁾。

これらの問題に対して、例えば中国を先頭に立て日本はサポートする立場に落ち着くことや、あるいは取引として、一方の標準を日本が主導し他方は相手に譲るなど、様々な手段と妥協を講じなければならない⁽⁴⁵⁾。重要なのはあくまでも「リーダーシップを取る」ことではなく、国際標準化活動全体で有利な標準を得ることである。そのためには、中国やアジアとの連携について、柔軟な姿勢を示すべきだと考える。相手を自らの有利になるように動かすためには、相手の利益をも考えなければならない。

ここで、技術力の結晶である特許を有効に活用することが考えられる。我が国の特許権取得件数は少なく、特許は重要な武器となる。確かに、事前標準が主流となり、特許権を開放したとしても、必ずしも標

準は成立せずこれによる利益が得られるとは限らない。しかしながら、国際的な標準の取得が重視される現在、経営資産としての特許権について、独占による利益だけでなく、開放とのバランスを取りつつパートナーシップを構築し、標準とこれに基づく市場の獲得を目指すべきである。

また、日本企業が足並みをそろえるべきであることも忘れてはならない。個々の日本企業の力は中国という大国の前では非常に脆弱であり、国内での協調が無ければ国際標準化活動における外国との協調はさらに難しくなってしまう⁽⁴⁵⁾。

(2) マニュアル作成の問題

またもうひとつの問題として、言葉の問題が挙げられる。

日本は技術力こそ高いものの、そのマニュアルを日本語で作るので、翻訳した場合に微妙な誤解が生じやすい。一方で中国についてみると、中国は英語によるマニュアル作りに長けており、技術開発にあたっては最初から標準化を意識した英語マニュアルが作られる⁽⁵²⁾。これについては日本も倣い、英語によるマニュアル作成を強化するべきであると考えられる。

各国がコンセンサスを競う国際標準化活動において、言語の問題は致命的である。これについては中国との連携やアジアの地域化だけでなく、国際標準化活動全般についての課題として、大きくとらえるべきである。

4. 粗悪品対策としての効果の期待

最後に、中国で標準化を行うにあたり、粗悪品対策としての効果の期待について述べる。

4.1 試験・検査方法の標準化

標準化の対象としては、製品や部品だけでなく、一定の品質を実現するための試験・検査方法も挙げられる。

たとえば材料の耐久性や破壊特性などの品質は、最終消費者が直接確認・認識することができない。これについて、国家機関や国際機関が一定の試験・検査方法を定めてその品質を認証することで、消費者はその製品についてためらわず取引することができるようになる。このとき用いられるのが、標準化された試験・検査方法である。

このような標準化をすることで、供給者への情報開

示による技術の普及や、顧客への情報開示による信頼獲得ができるほか、競争の適正化による粗悪品の排除が可能となる。例えば、市場が立ち上がった後において、製品の価値情報が十分に提供されていない場合、製品の機能や品質が十分ではない製品が市場に出回ることがある。ここで試験・検査方法の標準を制定したならば、製品を提供する企業は適正な機能・品質を持たせることが義務付けられ、これに満たない粗悪品は市場から排除されることになる。このようにして競争を適正化することで、適正な利益を得ることができるようになる⁽⁵³⁾。

4.2 中国における試験・検査方法の標準化の事例

上記のように、試験・検査方法の標準化をすることで、粗悪品の排除という効果が、中国における粗悪品・模倣品対策のひとつとして期待できると考える。すなわち、製品の機能・品質について認証を義務付けさせることにより、適当な機能・品質を有さない粗悪品・模倣品と適正品との区別を可能とし、差別化を図るわけである。

ここで実際に標準化が進められている例として、中国における光触媒の標準化が挙げられる。これについて、只氏へのインタビューを参考に、以下説明する⁽⁵⁴⁾。

光触媒とは、光に照らされることにより酸化力を生じ、接触する有機化合物や最近などの有害物質を除去することのできる、酸化チタンなどをはじめとする浄化材料を言う。

中国において SARS (Severe Acute Respiratory Syndrome; 重症急性呼吸器症候群) が流行した 2003 年頃、その抗菌機能が注目され、光触媒についてのブームが起きた。しかし市場に現れた製品にはその機能・品質を発揮しない粗悪品も多く、商社や中国企業はこれに悩まされる結果となった。そこで企業や大学、研究所が集まり、これら粗悪品の排除を目的として、標準化活動が始められた。ここで、当初参加した企業は 40 社ほどであり、大学や研究所のほか、外国製品の輸入などを行う商社なども多かった。2008 年秋現在においては、約 20 社の企業が参加しており、そのうち商社は 3 割程度である。また、この標準化活動に参加する中国国外企業も 1 社あり、TOTO (北京東陶有限公司) である。

標準の策定にあたっては、セルフクリーニング機能、

抗菌機能をはじめとした4つの機能に分けて研究、標準化が行われ、このうちセルフクリーニング機能と抗菌機能については2009年に標準が策定される見通しである。これらはすべて品質検査についての国家標準であり、任意の機能の有無を調べるものである。

なお、光触媒の標準化については世界でも日本が主導的な役割を果たしており⁽⁵⁵⁾、中国における標準取得にあたっては、日本の標準が参考にされている。また国際標準化（ISO）についても日本と共同で進められており、これは可視光による抗菌などについてで、2011年を取得目標としている。

4.3 中国における試験・検査方法の標準化の留意点

このように、まだ標準の制定には至っていないものの、実際に試験・検査方法について、粗悪品対策として標準化が進められていることがわかる。ここでTOTOが参入しているように、中国における市場の浄化を行うことで、日本企業としても利益向上を期待することができると思われる。

しかし一方で、中国における試験・検査方法の標準化にあたっては、以下のような留意点も指摘することができる。

i) 参加企業による利害調整

試験・検査方法に限らず、フォーラム標準の策定にあたってはその参加企業において必ず利害調整が生じることになる。これは、各社がそれぞれ自社の技術を活かせるように、自社が最大限の利益を得られるように標準を誘導するためである。

上記光触媒の例においても、光の周波数について254Hzにすべきか360Hzにすべきかで対立が生じた。254Hzを推したのは主に企業であり、短波の方が殺菌力が強く、実用的であるからである。一方で研究者は360Hzでも十分に抗菌性能を得られるとした。これに関しては最終的に360Hzに落ち着くこととなった⁽⁵⁶⁾。

品質・検査方法について、特に国際的な標準化について注意すべき点としては、環境を理由としての恣意的な解釈が入り込む余地があるという点である。製品の使用条件は地域や国が異により変化するため、その使用環境によって試験方法は大きく異なってしまう。そのため、国をまたいでの合意形成が難しくなる場合がある他、このことを利用して自社に有利な標準を策定しようとする企業も現れる⁽⁵⁷⁾。

従って、中国における試験・検査方法についての標

準化活動に参加する場合においても、この点について留意しなければならない。

ii) 情報漏洩の注意

試験・検査方法の標準については、技術漏洩が問題となる。試験・検査方法の標準化は言わば比較すべき性能を具体的に指摘することにつながるところ、標準により他企業がその欠点を把握・改善することで、他社に競争力を奪われてしまう可能性がある⁽⁵⁸⁾。

このため、市場が立ち上がる時期にあるのか、すでに成立しているのかなどを見極めながら、自社製品が高く評価される標準作成を目指しつつ、競争力を維持できるよう留意すべきである。

iii) 品質標準による粗悪品排除の実効性の疑問

品質標準を制定したとしても、これに実効性があるかどうかは不明である。たとえば認証された製品に品質保証マークを付したとしても、マークそのものが模倣されてしまう場合も考えられるためである。また、中国の大学生に対して実施したアンケート調査によれば、正規品と模倣品についての識別について、偽造防止マークや品質証明書を根拠としている人は7%に過ぎなかった⁽⁵⁹⁾。

ただし、認証を受けていない製品との差別化については、一定の効果を得ることができると思われる。アンケート調査によれば、模倣品の購入理由について「正規品と差が無いこと」が挙げられており、また「消費者にとっては模倣品かどうかよりも、ちゃんと使えるかどうか重要」という回答もあった⁽⁵⁹⁾。この点についてみれば、試験・検査方法標準が保障する「品質」は直接その程度を確認できるものではないため、安心・安全が保障されたものと否とでは、消費者の購買意欲に差を生じさせることもできると考える。

以上

参考文献

- (1) 藤野仁三『“標準化戦略”2007年度後期講義資料』(2007年)東京理科大学専門職大学院・第2回 p2 参考
- (2) 遠藤誠『中国における技術標準化と特許』(2008年5月)日本機会輸出組合 p77 参考
- (3) 岸宣仁『中国が世界標準を握る日』(2005年8月)光文社 p42
- (4) 科学技術振興機構研究開発戦略センター『中国の科学技術国際協力戦略』(2006年6月)
- (5) 塩沢文朗『標準をめぐる国際動向』特許研究 PATENT

- STUDIES No.45 (2008年3月) 工業所有権情報・研究館 p12
- (6) 科学技術振興機構研究開発戦略センター, 前掲『中国の科学技術国際協力戦略』
- (7) 経済産業省基準認証ユニット『JISC-SAC間の協力に関する実施規定の合意』(2008年7月)
- (8) 科学技術振興機構研究開発戦略センター, 前掲『中国の科学技術国際協力戦略』
- (9) 経済産業省基準認証ユニット, 前掲『JISC-SAC間の協力に関する実施規定の合意』
- (10) 経済産業省産業技術環境局認証課『中国強制認証(CCC)制度の概要』(2008年10月)
- (11) 経済産業省基準認証ユニット, 前掲『JISC-SAC間の協力に関する実施規定の合意』
- (12) 岳亜『中国における標準化と特許』(2008年1月) p10
- (13) 北京徳琦知識産権有限公司・鞠文軍氏へのインタビュー(2009年6月)
- (14) 原田節雄『世界市場を制覇する国際標準化戦略』(2008年9月) 東京電機大学出版局 p240,p253 参考
- (15) 遠藤誠, 前掲『中国における技術標準化と特許』 p23
- (16) 遠藤誠, 前掲『中国における技術標準化と特許』 p23
- (17) 科学技術振興機構『中国の科学技術力について』(2008年9月) 科学技術振興機構, 第3部参考
- (18) 遠藤誠, 前掲『中国における技術標準化と特許』 p128 を元に作成
- (19) 遠藤誠, 前掲『中国における技術標準化と特許』 p30
- (20) 遠藤誠, 前掲『中国における技術標準化と特許』 p31
- (21) 遠藤誠, 前掲『中国における技術標準化と特許』 p33
- (22) 遠藤誠, 前掲『中国における技術標準化と特許』 p38,p49,p57
- (23) 近藤信一『日経電機メーカーの中国事業における新展開』機械経済研究 No.38 (2007年3月) p21
- (24) 科学技術振興機構, 前掲『中国の科学技術力について』 p9
- (25) 岸宣仁, 前掲『中国が世界標準を握る日』 p60
- (26) 科学技術振興機構, 前掲『中国の科学技術力について』 p20
- (27) 経済産業省基準認証ユニット, 前掲『JISC-SAC間の協力に関する実施規定の合意』
- (28) 経済産業省基準認証ユニット, 前掲『JISC-SAC間の協力に関する実施規定の合意』
- (29) 経済産業省産業技術環境局認証課, 前掲『中国強制認証(CCC)制度の概要』
- (30) 日本機械工業連合会・三菱総合研究所『海外の基準認証制度に関する調査報告書』(2007年3月) p60
- (31) 一橋大学イノベーション研究センター・江藤学教授へのインタビュー(2009年1月)
- (32) 経済産業省基準認証ユニット, 前掲『JISC-SAC間の協力に関する実施規定の合意』
- (33) 朝日新聞社 HP (2009年4月29日付記事) 参照
- (34) 岳亜, 前掲『中国における標準化と特許』 参考
- (35) みずほ総合研究所『中国都市部家計の所得・支出・貯蓄』(2008年5月) 要旨
- (36) 近藤信一『日経電機メーカーの中国事業における新展開』機械経済研究 No.38 (2007年3月) p25
- (37) 日中投資推進機構『「第9次日系企業アンケート調査」集計結果(概要)』(2007年5月), アンケートの調査期間は2006年末
- (38) 一橋大学イノベーション研究センター・江藤学教授へのインタビュー(2009年1月)
- (39) 新宅純二郎・江藤学, 前掲『コンセンサス標準戦略』第5章参考
- (40) 小川紘一『製品アーキテクチャのダイナミズムを前提とした標準化ビジネス・モデルの提案-新・日本型経営としてのビジネス・モデル・イノベーション(2)-』(2008年3月) p20
- (41) 原田節雄, 前掲『世界市場を制覇する国際標準化戦略』 p325
- (42) 新宅純二郎・江藤学『コンセンサス標準戦略』(2008年7月) 日本経済新聞社 p150
- (43) 江藤学『第2回ソフトIP研究会資料3』(2008年12月) p14
- (44) 大今宏史『わが国の標準化政策について』(2008年6月) 経済産業省基準認証政策課資料 p8
- (45) 一橋大学イノベーション研究センター・江藤学教授へのインタビュー(2009年1月)
- (46) 日本工業標準調査会標準部会『国際標準化アクションプラン』(2007年6月)
- (47) 経済産業省産業技術環境局・藤代尚志氏へのインタビュー(2008年10月)
- (48) 塩沢文朗, 前掲『標準をめぐる国際動向』 p12
- (49) 一橋大学イノベーション研究センター・江藤学教授へのインタビュー(2009年1月)
- (50) 原田節雄, 前掲『世界市場を制覇する国際標準化戦略』 p264

- (51) 原田節雄, 前掲『世界市場を制覇する国際標準化戦略』 p182 参考
- (52) 岸宣仁, 前掲『中国が世界標準を握る日』 p209
- (53) 新宅純二郎・江藤学, 前掲『コンセンサス標準戦略』 第4章参考
- (54) 中国科学院理化学研究所・只金芳教授へのインタビュー (2008年10月)
- (55) 平松幸男『技術の国際標準化に関する各国の戦略分析』 (2008年5月) 21世紀政策研究所 p50
- (56) 中国科学院理化学研究所・只金芳教授へのインタビュー (2008年10月)
- (57) 新宅純二郎・江藤学, 前掲『コンセンサス標準戦略』 p122
- (58) 一橋大学イノベーション研究センター・江藤学教授へのインタビュー (2009年1月)
- (59) 宮川幸子氏による中国の大学生に対して実施した模倣品意識に関するアンケート調査。アンケート実施期間は2008年10月で、北京・上海・広州・大連の4都市450人の大学生からの回答を得た (原稿受領 2009.6.29)

バックナンバーのご案内

ご希望のバックナンバーの在庫をご確認の上、ゆうちょ銀行(00170-0-0059868 日本弁理士会)にて送付先を明記し、代金をお支払いください。ご入金を確認次第、「パテント」をお送り致します。

宛先：日本弁理士会 広報・支援・評価室パテント担当 1冊 840円(税込) + 送料 100円 = 940円

年	月 号	バックナンバー内容
2006年	9	特集《判例研究》
	10	特集《「意匠法等の一部を改正する法律」について》
	11	特集《地域産業活性化のための取り組み(地域産業の実態)》(欠品)
	12	特集《周辺業務の実際》
2007年	1	特集《知的財産の価値評価》
	2	特集《企業の知財戦略》
	3	「流通流動化検討委員会連載スタート」, 「改正意匠法 24条 2項について」
	4	《企画・若手弁理士の活動報告》《平成 18 年度著作権重要判決紹介》
	5	特集《第 12 回知的財産誌上研究発表会》
	6	特集《インターネット上の知財データの活用 / 平成 18 年度著作権委員会》
	7	特集《北海道・不正競争防止法委員会》
	8	特集《女性弁理士》, 第 12 回知的財産誌上研究発表会 質疑応答原稿
	9	特集《平成 18 年特許法》(欠品)
	10	特集《特許明細書作成実務》
	11	特集《最近の米国判例》
	12	特集《地方自治体の知財への取り組み》
2008年	1	特集《環境技術》
	2	特集《知財を取り巻く世界情勢》
	3	特集《既登録弁理士の継続研修》
	4	特集《様々な環境・業務に従事する弁理士》
	5	特集《第 13 回知的財産誌上研究発表会》
	6	特集《中国の知的財産制度》
	7	特集《良い明細書の作成方法》
	8	特集《平成 19 年度著作権・コンテンツ委員会》
	9	特集《農林水産分野における知的財産》
	10	特集《知財コンサルティング》
	11	特集《審査・審判実務の実施》
	12	特集《事務所経営》
2009年	1	特集《国際出願 弁理士制度 110 周年に寄せて》
	2	特集《支部の活動紹介(前編)》
	3	特集《支部の活動紹介(後編)》
	4	特集《知財流通・海外の審査動向》
	5	特集《第 14 回知的財産誌上研究発表会》
	6	特集《弁理士会の新しい取組み》
	7	特集《バイオ・ライフサイエンス委員会》
	8	特集《著作権 / 第 14 回知的財産誌上研究発表会質疑応答の部》